

ユルゲン・バウマン 編著  
中谷瑠子・人見 宏 訳

『墮胎是か非か——西ドイツ中絶自由化をめぐる論争』

鳳社, 1977年, A5判, xi+365ページ

Jürgen Baumann (Hrsg), *Das Abtreibungsverbot des § 218 StGB.  
Eine Vorschrift, die mehr schadet als nützt, 2., erweiterte Auflage,  
1972, Hermann Luchterhand Verlag, Darmstadt und Neuwied.*

本書は、西ドイツにおける刑法の墮胎罪規定の改正に関して広範な諸分野からなされた議論・資料などをまとめたものである。編著者J. バウマンは、改正論議の中で政府案に対抗して刑法学者らになる代案の提案を行なった中心的メンバーの1人である。

本書は、第一部、論説と提言、第二部、世間の論議にみられる若干の傾向について、第三部、資料からなる。第一部では墮胎および墮胎法に関し法学、医学、神学、心理学などの諸分野から問題提起がなされており、分量的には本書の大半を占める。第二部では、編著者自身によって一般に行なわれている代案への反対のいくつかについて検討・反論がなされる。第三部は、墮胎規制の簡単な歴史的回顧と墮胎に対する最近の世論の動向、現行法、政府の手による改正案、刑法学者らによる代案などの資料を収録する。

本書の多くの議論の前提となっているのは、墮胎を重く罰する法律をもちながら、現実には少なくとも年間推計30万件から多い推計では200万件といわれた当時の西ドイツの墮胎の実情である。

西ドイツにおける墮胎罪規定の改正は、次のような経過をたどった。従来の刑法の墮胎罪規定においては、医学的適応だけが認められており、1962年の政府による改正案の論議ではさらに倫理的・刑事学的適応を盛り込むかどうかが議論された。この政府に対し刑法学者達によって代案が提出された。代案は、いわゆる「期限規定」と呼ばれるものを基本としており、妊娠3ヶ月以内の中絶は適応理由を問わずに不処罰とし、その場合、事前に相談所への相談を義務化することによって妊婦が精神的、社会的、経済的援助を受けるチャンスがあるようにして、避けうる墮胎の減少を謀ろうというものである。この場合にも代案(多数説)によれば、中絶をするか否かの最終決定権は妊婦にあるとされる。様々な議論の中で、紆余曲折を経て1974年に成立した改正法は、受胎後12週を越えない妊娠中絶は不処罰とする「期限規定」であったが、連邦憲法裁判所によって修正を命じる判決が出た結果、1976年に更に改正されて医学的一社会的適応、倫理的適応、一般的緊急状態などの「適応規定」による墮胎の不処罰化となった。

現在、西ドイツ刑法における墮胎罪規定は、すでに改正されており、その意味で本書の議論はすでに歴史的なものとなっている。にもかかわらず、規定改正にあたって論議されたことがらは、現在の我々にとっても興味深いものがある。代案において、妊娠中絶の決心とその実行は「物質的・社会的・家庭的困難を除去するための可能な限りの援助」と「個人的な助言と心を打ち開けることによって熟慮され責任のある決定が妊婦にとって可能とされる」ことによってのみ阻止されるとして相談所による援助活動を提案している。このことは、墮胎への社会の対応についての新らしい提案である。

又、本書の議論の背景にキリスト教的伝統の深さを感じないではいられない。そのことは「いかなる立場の見解も基本的に胎児の保護を願っている」(訳者あとがき)からばかりでなく、墮胎規制をゆるめる場合にも、墮胎が「許される」のではなく、「罰せられない」のであり、「当事者の良心の決定に委ね」られており、そこでは「国家あるいは教会の強制的規定によって採られることなく、自らの責任で決定する成人の市民や成人のキリスト教徒」(A.カウフマン)を想定しているといわれるとき一層その感を強くする。

我々は日頃、人口という人間の集団に親しんでいるのであるが、本書の中での議論によって、墮胎という個々の人間の生存にかかわる重い事実が、同時に又、いかに深くその社会の文化的背景に根ざした事実であるかをも知らされる。(渡邊吉利)